

## 英国におけるクロスメディア所有規制と言論・出版の自由

数永信徳

**キーワード**：表現の自由、メディア多様性、放送、インターネット

「言論・出版の自由」が果たす役割は、民主的政治過程を維持する上で十分な情報を政治に参加する市民に提供すること、つまり国民の知る権利に応えることであり、それが本来の目的である。したがって、それを実現するためには、「基本的情報」が社会全体に公平に提供されることが必要であり、一部の人々によってメディアが独占される状況を回避することが不可欠である。それゆえ、有効な情報発信手段であるメディアに対して、メディアの多様性を確保する観点から「クロスメディア所有規制」が規定されてきた。しかし、インターネットの社会基盤化を背景としてメディアを巡る環境に大きな変化が起きているとしたら、インターネットと連携・融合する新たなメディアを含めた上で多様性を確保していくことが民主的政治過程の維持を実現するための重要な構成要素の一つとなってくる。

この点について、英国では、これまで活発な議論が重ねられており、その端緒となった2010年のBSkyB買収事件では、オンライン・ニュースやソーシャルメディアといったインターネットと連携・融合する新たなメディアも多様性の審査の対象に含めて当該買収計画の適否が判断された。そして、この審査の過程の中で、英国通信庁（Ofcom）が用いたメディア多様性の測定手法「クロスメディア利用動向率（share of references）」は先進的な手法であり、まさに当該買収事件はメディア多様性とクロスメディア所有規制の核心を突いた事件であると言える。

本報告では、当該買収事件の一連の審査過程を検証するとともに、クロスメディア利用動向率という新たな測定手法について具体的な分析を行い、英国におけるメディア多様性の確保に関する検討状況について報告を行った。

<参考文献>

Ofcom, *Report on public interest test on the proposed acquisition of British Sky Broadcasting Group plc by News Corporation* (31 December 2010)

長谷部恭男『テレビの憲法理論』（弘文堂, 1992）94頁。